公

告

止の届出....

告

示

目

次

指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定...... 介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....

(障害福祉課)

:

保高

険福

課祉

土地改良区の定款変更の認可.....

県中

同同

:

:

建設業者の許可の取消し.....

出

先機 関 土地改良区連合の解散..... 林業用種苗生産事業者の登録の失効.

(農村整備課) ...

県下

民地

局域

:

林業用種苗生産事業者の登録.....

主要農作物奨励品種の指定の取消し.....

大規模小売店舗の変更の届出.....

(商工政策課) ...

同

:

(農産園芸課) ...

政 同

課 :

右

同

右

平成二十六年四月四日

第三千八百二十六号

より公示する。 平成二十六年四月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

		· 六 六	六	六 五	五. 五. 3	5. 四 三.		<u> </u>	= -	
	団豊仁会 と と 社	町 株 式 会 社 西	町	センター るかめケア ア	センター るかめケア ア	院人社 弘会 前祖 児法	陽 株式会社向	陽 株式会社向	氏名 称 又 名は	指定居宅サー
	目一四の一四八戸市石堂一丁	目八の二二 八戸市柏崎一丁	目八の二二 八戸市柏崎一丁	四丁目五の一二 弘前市大字門外	四丁目五の一二 弘前市大字門外	町一五二二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	三丁目一弘前市大字千年	三丁目一	所在地又は住所主たる事務所の	ソービス事業者
_	通所介護	訪問看護	訪問介護	用特 具定 販福 売祉	貸福 与祉 用 具	通所介護	通所介護	訪問介護	類 to a	-
	アイサー ビ	西 町 ショ ン ン ス	西町 ション ン	祉サー ビス	祉サー ビス	あさひ ター ビ	業所なとせ	り業訪 所ひま お りま事	名称	事宅サージ
_	目一の一八戸市柏崎一丁	日八の二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	日八の二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	四丁目五の一二 引 引 引 引 力 り 二 り 二 り の 一 二 り の 一 二 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	四丁目五の一二 引 引 引 引 の 一二 外	町一五二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	三丁目一 三丁目一	三丁目一三丁目十二	所 在 地	業 所 ビス事業を行う
_	"	"	"	"	11	"	"	吴平 • 成 □	年月日	指定

青森県告示第二百九十号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

示

土地改良事業計画変更の認可.....

同.....

	氏名				の の 規 と 介	青森林	フ性	フ华	田フ右	田フ右	65日45
陽株式会社向	称又名は	事業が護予防サ		平成二十六	の規定により公示する。のとおり介護予防サー、介護保険法(平成九	青森県告示第二百九十	スキン北 秋 秋	スキン北秋 秋式会社ダ	田 ス有 キン 十 イ イ イ イ イ イ ダ	田 ス有 キン 十 イ イ イ イ イ イ イ ダ	所田 介護 研究 究
三丁目一	所在地又は住所主たる事務所の	業 者		平成二十六年四月四日	より公示する。 介護予防サービス事業を行う者を均険法(平成九年法律第百二十三号)	百九十一号	二 大田面三七六の 大田市字	二大田面三七六の秋田県大館市字	木平一〇の二 和田大湯字一本	木平一〇の二本 の二本 の二本	の三 代字内舟渡七三 八戸市大字長苗
一 訪護 介護 所	の [†] 種類 t	・ 介 道 で で で で で で で で で で で で で			を行う者を		用特 具定 販福 売祉	貸福 与祉 用 具	用特 具定 販福 売祉	貸福 与祉 用 具	通所介護
り業訪問 いまり お事	名称	行護予防サー	青森県知事				シハルダ ョ戸スス ンスレキ テンン ートへ	ション ション ション ション ション ション ション ファート	シ 弘 ル ダ コ ス テ ト	シ 弘 ル ダ コ ス テ ト	ませー ビス アンス
	所 在 地	事 業 所	三村		完したので、同法第百十五条の十第第五十三条第一項本文の規定により、		丁目一の二〇 八戸市長苗代四	丁目一の二〇 八戸市長苗代四	二丁目一の一 弘前市大字野田	二丁目一の一 弘前市大字野田	の三の一次では、大戸市大字長苗
- 三平 ・成 呼 - 一	年月日	指 定	申吾		条の十第一定により、	}	"	"	"	"	"

号 次

スキン北秋 株式会社ダ	スキン北秋 株式会社ダ	田スキン十和和	田スキン十和和	所	団豊 仁 会 社	町株式 会社 西	町株式 会社 西	を	を を を を を を を を と た で の た て ア の た て ア り た り た り た り た り た り た り た り た り た り	院人社 弘会 前祖 児法	陽 株式会社向
大田面三七六の秋田県大館市字	二 大田面三七六の 秋田県大館市字	木平一○の二 和田大湯字一本 の二本	木平一○の二 和田大湯字一本 の二本	の三 代字内舟渡七三 八戸市大字長苗	目一四の一四八戸市石堂一丁	目八の二二八戸市柏崎一丁	目八の二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	四丁目五の 一二 引 引 所 大字門外	四丁目五の一二	町一五二字品川	三丁目一弘前市大字千年
用予特 具防定 販福介 売祉護	貸福介 与祉護 用予 具防	用予特 具防定 販福介 売祉護	貸福介 与祉護 用予 具防	通 介 護 介 護 う 護	通所介 所介 護 予防	訪問 問 看 養 防	訪護 門子 前護 育防	用予特 具防定 販福介 売祉護	貸福介 与祉護 用予 具防	通介 所 介 護 所 う 護	通所 介護 予防
ションステン ンテントへ	シアルダ シアスト シアンテー	ショ が ショ が スト ント	ショガス ショガス ショカステー ショステー	まる イサー ビス ア	ズささえ 受	西町 ション ン ショス	西町 ション ン	祉サー ビス ここ	祉サー ビス コープ	あさひ ター ビ	業所なきせ
丁目一の二〇 二〇 二〇	丁目一の二〇 二〇	二丁目一の一の一	二丁目一の一の一の一	の三 代字内舟渡七三 八戸市大字長苗	目一〇の一八戸市柏崎一丁	目八の二二八戸市柏崎一丁	日八の二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	四丁目五の一二	四丁目五の一二 日五の一二 一二	町一五二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	三丁目一 弘前市大字千年
11	"	"	"	"	"	"	"	<i>II</i>	"	"	"

青森県告示第二百九十二号

定により公示する。 障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規 百二十三号) 第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

平成二十六年四月四日

Ξ 村 申

青森県知事 吾

	所字平山 一六八 弘前市大字中別	F 療育でという	短期入所	目一の一 青森市長島一丁	青杰林
╤平 · 成	所字平山一六八弘前市大字中別	ー 療育センタ	療養介護		丰 月
	所 在 地	名称	類と	所 在 地	名称
•	事業所	行障害福祉サ	ナ障 ト 害 ご福 ス祉	 業	事指定障害

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十六年四月四日

項の規定により次のとおり公告する。

青森県知事 Ξ 村 申

吾

弘前城東タウンプラザ 大規模小売店舗の名称及び所在地

弘前市大字早稲田四丁目二の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

=

北海道札幌市中央区大通西六丁目一〇の一 セントラルリー シングシステム株式会社

代表取締役 阿部直志

Ξ

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

变更前	变	更後	年変 月 日更
代表取締役の石黒靖規に大田の一に対して、一大田一の一に対して、日間のの一に対して、大田の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	変更無し		
代表取締役(三浦紘一八戸市大字長苗代字前田八三の一株式会社ユニバース	変更無し		
代表取締役・山田昇群馬県高崎市栄町一の一株式会社ヤマダ電機	変更無し		
	代表取締役・大松式会社ラグノ	大村公保 行町九 き	三平 三成 三 九

兀 届出年月日

平成二十六年三月十二日

五 届出書の縦覧 場 所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

期間

2

平成二十六年四月四日から同年八月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 提出期限 意見書を提出することができる。

Ξ

変

更

前

変

更

後

年変 月 日更

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 石黒靖規二丁目一の一 工海道札幌市厚別区厚別中央三条ホーマック株式会社

変更無し

代表取締役 三浦紘一八戸市大字長苗代字前田八三の株式会社ユニバース

変更無し

代表取締役 木村公保弘前市大字百石町九 株式会社ラグノオささき

示平成言

2 平成二十六年八月四日

提出先 青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見及びその理由

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

言語

意見書は、 日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十六年四月四日

青森県知事

大規模小売店舗の名称及び所在地

三沢堀口ショッピングセンター

三沢市大字三沢字堀口九四の四五九外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 JA三井リース株式会社

東京都品川区東五反田二丁目一〇の二

代表取締役 安田義則

株式会社ユニバース

2

八戸市大字長苗代字前田八三の

代表取締役 三浦紘

 \equiv 村 申 吾

ただし、三沢市役所にあっては、その執務時間内とする。

午前八時三十分から午後五時十五分まで

意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成二十六年八月四日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

 (\Box)

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

兀 届出年月日

平成二十六年三月十二日

五

届出書の縦覧

場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2

期間

3 時間

平成二十六年四月四日から同年八月四日まで

3 2

指定の取消しの理由

品種の名称 種類の名称

「むつほまれ」

1

水稲

1

水稲

見込まれないため。

昭和六十一年に奨励品種に指定されたが、作付面積が減少し、今後の作付けも

3 2

指定の取消しの理由

品種の名称 種類の名称

「ユメコガネ」

まれないため。

平成七年に奨励品種に指定されたが、

作付面積が減少し、

今後の作付けも見込

<u>=</u>

水稲

まれないため。

平成七年に奨励品種に指定されたが、

作付面積が減少し、

今後の作付けも見込

3 2

指定の取消しの理由

品種の名称 種類の名称

「かけはし」

(

り林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告す

林業種苗法 (昭和四十五年法律第八十九号) 第十条第三項の規定により、次のとお

林業用種苗生産事業者の登録

るූ

4 (\equiv) 意見及びその理由

意見書は、 日本語により記載すること。

主要農作物奨励品種の指定の取消し

第二項の規定により次のとおり公告する。 条第二項の規定により主要農作物の奨励品種の指定を取り消したので、同規程第四条 青森県主要農作物奨励品種規程 (昭和六十年四月青森県告示第二百九十一号) 第三

平成二十六年四月四日

Ξ 村 申

青森県知事

吾

公告する。 おり林業用種苗生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により 林業種苗法 (昭和四十五年法律第八十九号) 第十四条第一項の規定により、次のと

平成二十六年四月四日

三	番登 号録	<u> </u>
壹平	年登	<u>k</u> <u>-</u>
<u>三</u> 平 • 成 ≅	月	
六	日銅	i. K
隆梅 田	名又氏 称は名	生産
中梅戸三 七内町戸 三字大郡 村字三	住	生産事業者
採 取	種	生産
精 選	穂	事業
成の幼 育苗	苗	未 の 内
育木の以幼 成の苗外苗	木	容
梅 田 苗 圃	名称	事
戸三 町戸 郡	所在	業
Ξ	地	
╤平 ・成	年失	-
\equiv^{jjk}	月	
10	日対]

土地改良区連合の解散

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十四条において準用する同法第

平成二十六年四月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

所

地

 三平 ・成 月 亭元 日録 梅田勝 は氏 名名 称又 生 産 中梅戸三 七内町戸 三字大郡 村字三 事 住 業 者 所 採取 種 生 産 精選 事 穂 業 成の幼 育苗 苗 の 内 育木の以幼 成の苗外苗 容 木 梅田苗園 名 事 称 大字梅内 三戸郡三戸町 所 業 在

番登 号録

年登

芸

林業用種苗生産事業者の登録の失効

青森県知事 Ξ 村

申

吾

二十日解散したので、 により公告する。 六十七条第一項第一号の規定により、岩木川地区土地改良区連合は平成二十六年三月 同法第八十四条において準用する同法第六十七条第三項の規定

平成二十六年四月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年四月四日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 山本防災設備

山本 良夫

主たる営業所の所在地 下北郡風間浦村大字易国間字易国間五二の

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 二一) 第六〇〇一三五号

五 取消年月日 平成二十六年三月二十日

取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、管、 鋼構造物、 は装べ しゆんせつ、 水道施設工事業に係

る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当 平成二十五年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届

出 先 機 闃

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、

弘前

市和徳土地改良区の定款の変更を平成二十六年三月二十日認可したので、同条第三項 の規定により公告する。

平成二十六年四月四日

中南地域県民局長

髙

原

至

智

土地改良区の定款変更の認可

の規定により公告する。 子堰土地改良区の定款の変更を平成二十六年三月二十八日認可したので、同条第三項 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、

平成二十六年四月四日

中南地域県民局長

髙

原

至

智

土地改良事業計画変更の認可

認可したので、同条第十一項の規定により公告する。 前市和徳土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十六年三月二十日 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第一項の規定により、 弘

平成二十六年四月四日

中南地域県民局長 髙 原 至 智

事業名 維持管理

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号